

# 中経論壇

日本公認会計士協会東海会長  
日本中小事務所等施策委員会委員長  
**林 幹根**



2022年5月に公認会計士法が07年以来15年ぶりに改正された。本改正の背景として、上場会社数(東証で約3900社)に対して、大手(4法人)・準大手監査法人(4法人)を除く、中小監査事務所(23年11月現在120法人以上)で900社以上の監査を行うようになり、IP(4)監査も含めて中小監査事務所に対して資本市場における役割の増大、期待の高まりがあった。また、本改正の大きな論点の一つは上場会社の監査を担う監査事務所に対してより高い規律付け

を行うものだ。「高い規律」とは、従来、日本公認会計士協会の自主規制の枠組みにおいて運用していた「上場会社監査事務所登録制度」を法制化したこと、上場会社監査事務所としての適格性を審査する登録制度としたこと、すべての上場会社監査事務所が監査法人のカバナンス・コードを適用すること、監査法人の概況や業務の品質管理の状況などを理解するために有用な事項を「監査官品質のマネジメント」に関する年次報告書」を公表する体制整備などの規律を設けたことである。

## 上場会社監査事務所としての適格性

しかし、中小監査事務所は公認会計士法の改正や本ガイドラインの公表に対して、中小監査事務所に対する締め上げと考えるはならない。この数年で大手監査法人から中小監査事務所への監査人の異動が相次いでいる状況において、上場会社の監査の担い手として市場の期待に応えるため、また体制整備、規模拡大のチャンスと前向きに捉え、品質管理の体制整備に取り組みべきである。

## 中小監査事務所への期待

して体制などに不備が多かった項目に対応できないかどうかを確かめ、登録申請期限である24年9月までの対応に追われている。監査法人の規模的な改善策を講じるために役立てることから考え、整備・運用していく必要があるものの、人員数、クライアント数が比較的少ない小規模の監査法人にとっては本ガイドラインに対応することが困難な場合もあり、上場会社監査事務所として登録を断念したり、他法人との合併を検討したりする動きも出てきている状況だ。



### PHOTO NEWS

日本漢字能力検定協会は12日、2023年の世相を1字で表す「今年の漢字」が「税」に決まったと発表した。税収増の還元として岸田文雄首相が所得税・住民税の定額減税を打ち出したことや、消費税のインボイス(適格請求書)制度の導入などが理由に挙げられた。京都市の清水寺で森清範(かんず)が和紙(縦約1.5m、横約1.3m)に揮毫(きごう)した。1995年に始まった今年の漢字は29回目。協会のウェブサイトなどで全国から募集し、最多得票の漢字を選ぶ。応募総数は14万7878票で、税は5976票を集めた。税が選ばれたのは14年連続2回目。森清主は報道陣に「国民の皆さまがシビアに税の行方を見ておられるのだと感じた。世界を見ても不穏な空気ばかりで、来年こそは『和』を書きたい」と話した。

## オピニオン

Opinion



名工芸大学大学院文学研究科博士  
文化情報学部准教授  
**見田 隆鑑**

新たな手が加えられることで絵画や彫刻が損なわれたニュースは、ヨーロッパの教会でもある。2012

## まず早めの現状把握を

品の姿を大きくった点、新たなことで失われる認識が乏しい。ただ、共通する。ただの場合、難しい。公像は本来、綺麗さ破損して、や彩色が剥がれている状態は信点からは望ましくないからである。筆者は、愛知を中心に公像を

## オーブンカレッジ

11月15日、中国の四川省巴中市南江県で2021年に発見された北魏時代の石仏に地元住民がペンキで色を塗ってしまったというニュースが報じられた。この石仏は、文化財指定はされていないが、保存状態が良く、学術的にも価値が高い作品として保護対象となっており、覆い屋根や監視カメラも設置されていたという。地元住民が石仏にペンキを塗った理由は、いたずらではなく、信仰心であった。写真を見ると、ペンキで汚した状態ではなく、肌や着衣など仏像の部位ごとに色が塗り分けられている。

## 文化財が持つ情報を守る

年にスペインの描かれたイエスのフレスコ画が活動に関わって修復によって大れた事例や、18ペインの別の教の木の彫像を鮮やかに塗り直ある。「サル」とやゆされた前ターネットを通じて話題を呼び、るために教会に光客が集まり、カップなどのグされるなど異例せた。

## ナニゲター

1992年に育児・介護休業法が公布されてから、すでに30年以上が経ちます。その間、労働者の仕事と育児・仕事と介護の両立を実現するために、繰り返し法改正が行われ、施行されてきました。そして、育児に関する「仕事と育児の両立」という表現ではなく、

男性も女性も働き、育児をする「共働き・共育」という表現が用いられるようになってきました。

直近、施行された改正育児・介護休業法の内容を振り返ると、男性の育児休業の取得を促進するために、出生時育児休業(通称「産後パパ育児」)が新設されました。これは、子どもが1歳になるまで取得できる

## 押さえたい 少人数でも 労務管理の勘所

24

## 育児・介護休業規程の法改正対応

育児休業とは別に、配偶者の出産後8週間以内を取得できる育児休業です。また、これまで原則1回に限り取得できた育児休業は、2回に分割と育児の両立における課題はあり、

その内容は、テレワークの活用促進や、育児期に残業が免除される制度の対象期間の延長、子どもの病気の看病などに利用できる子の看護休暇制度の拡充などです。これに加え、男性の育児休業の取得を妨げる一つの原因である収入の減少が防ぐため、一定期間の育児休業給付金の給付率の引き上げが検討されています。また、育児休業取得者が出ることで、人手不足といった課題に直面する中小企業を支援するための助成金も今後、検討されているから、今後、審議が

## 改正のおさらいと 今後の動向

して取得できるようになったほか、非正規従業員の育児休業の取得要件が緩和され、多くの人が仕事と育児を両立できるようにするための対策が講じられています。これらは、男

## OPINION